

乙第9号証
平成23.06.21原第6号

定期検査申請内容の変更について

関原発 第137号
平成23年6月21日

経済産業大臣
海江田万里 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 八木



平成23年2月17日付け関原発第544号をもって提出した大飯発電所第3号機定期検査申請書の記載事項を変更したので、電気事業法施行規則第93条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

別 紙

1. 定期検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号

大飯発電所第3号機

定期検査申請書番号

関原発第544号（平成23年2月17日）

2. 変更内容及び理由

2. 1 定期検査申請書

(変更前)

検査希望年月日	自：平成23年 3月18日 至：平成23年 7月14日
---------	--------------------------------

(変更後)

検査希望年月日	自：平成23年 3月18日 至：未定
---------	-----------------------

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波に起因する福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況を踏まえ、今後の定期事業者検査工程の見直しを行うこととしたことに伴い、検査希望年月日を変更する。

2. 2 添付書類一 定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画

詳細は別添のとおり

2. 3 添付書類二 定期事業者検査に関する放射線管理

変更なし

添付書類一 定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画

1. 定期事業者検査の計画工程
(1) 定期事業者検査の工程

変更前	変更後	変更理由	ページ
<p>1. 定期事業者検査の計画工程 定期検査項目に係る定期事業者検査（電気事業法施行規則第9条の2第1項第5号の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。</p> <p>(1) 定期事業者検査の工程 自 平成23年 3月18日 至 平成23年 7月14日 （並列日は平成23年6月19日（平成から令和まで9・4日））</p> <p>(2) その他</p> <p>(1) の定期事業者検査工程の策定においては、次の工事の工事期間も考慮し工事を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気タービン改修工事 子防保全対策として、低圧タービンを部分一体車輪からS C C感受性の低い材料を使用した全一年車輪へ取り替える。 また、低圧タービン車輪取扱いに合わせ、蒸気エンジンの車輪取扱いを固めたため、低圧タービン最終部の見舞いとし、低圧タービンの内部車輪及び翼の取替を行った。 高圧タービンにつても、はく離性向上の観点から、外部車輪を耐久性に優れた材質へ変更するとともに、振動応力を低減した車を採用し、低圧タービンと併せて取り替える。 原子炉容器使用期間中検査 原子炉容器の検査部について、検査技術基準を下り、検査基準を確立する。 ・加圧器管他備修工事 子防保全の観点より、加圧器のスマートライン用管台、安全弁及び遮がし弁用管台並びにサービス用管台の各管セーフティードの密着部の材料を耐久性材質へに替えた690系ニッケル合金に変更する。 また、該管配管の一部を同材質であるSUS316TPへ取り替える。 ・燃料容器再稼働サンプルクリーン改修工事 既設のスクリーンを撤去し、N I S A内規に適合する性能の向上（面積の加大）を図った新たな燃料容器サンプルクリーンを設置する。 ・常用系統改修改修工事 男女の常用系統改修改修について、断品の製造中止に伴い、保守補充が困難になる恐れがあるため、保守性向上の観点から、設備の改修を行う。 	<p>1. 定期事業者検査の計画工程 定期検査項目に係る定期事業者検査（電気事業法施行規則第9条の2第1項第5号の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。</p> <p>(1) 定期事業者検査の工程 自 平成23年 3月18日 至 平成23年 7月14日 （並列日：半一定）</p> <p>(2) その他</p> <p>(1) の定期事業者検査工程の策定においては、次の工事の工事期間も考慮し工事を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気タービン改修工事 子防保全対策として、低圧タービンを部分一体車輪からS C C感受性の低い材料を使用した全一年車輪へ取り替える。 また、低圧タービン車輪取扱いに合わせ、蒸気エンジンの車輪取扱いを固めたため、低圧タービン最終部の見舞いとし、低圧タービンの内部車輪及び翼の取替を行った。 高圧タービンにつても、はく離性向上の観点から、外部車輪を耐久性に優れた材質へ変更するとともに、振動応力を低減した車を採用し、低圧タービンと併せて取り替える。 ・原子炉容器使用期間中検査 原子炉容器の検査部について、検査技術基準を下り、検査基準を確立する。 ・加圧器管他備修工事 子防保全の観点より、加圧器のスマートライン用管台、安全弁及び遮がし弁用管台並びにサービス用管台の各管セーフティードの密着部の材料を耐久性材質へに替えた690系ニッケル合金に変更する。 また、該管配管の一部を同材質であるSUS316TPへ取り替える。 ・燃料容器再稼働サンプルクリーン改修工事 既設のスクリーンを撤去し、N I S A内規に適合する性能の向上（面積の加大）を図った新たな燃料容器サンプルクリーンを設置する。 ・常用系統改修改修工事 男女の常用系統改修改修について、断品の製造中止に伴い、保守補充が困難になる恐れがあるため、保守性向上の観点から、設備の改修を行う。 	P 1	1